

習志野市教育委員会会議録
(令和4年第3回定例会)

- | | | | |
|---|------|-------------------------------------|---------|
| 1 | 期 日 | 令和4年3月30日(水) | |
| | | 市庁舎5階委員会室 | |
| | | 開会時刻 | 午後1時30分 |
| | | 閉会時刻 | 午後3時08分 |
| | | | |
| 2 | 出席委員 | 教 育 長 | 小 熊 隆 |
| | | 委 員 | 赤 澤 智津子 |
| | | 委 員 | 高 橋 浩之 |
| | | 委 員 | 馬 場 祐美 |
| | | | |
| 3 | 出席職員 | 学校教育部長 | 遠 藤 良 宣 |
| | | 生涯学習部長 | 塚 本 將 明 |
| | | 学校教育部参事 | 小 平 修 |
| | | 学校教育部次長 | 野 村 健 一 |
| | | 生涯学習部次長 | 上 原 香 |
| | | 学校教育部副参事 | 根 本 勇 一 |
| | | 学校教育部・生涯学習部副技監 | 塩 川 潔 |
| | | 教育総務課長 | 中 野 充 |
| | | 学校教育課長 | 合 田 聖 |
| | | 指導課長 | 本 間 美奈子 |
| | | 総合教育センター所長 | 安 村 和 晃 |
| | | 社会教育課長 | 藤 原 友 哉 |
| | | 生涯スポーツ課長 | 三 橋 智 |
| | | 学校教育部主幹 | 利根川 賢 |
| | | 学校教育部主幹 | 忍 貴 弘 |
| | | 学校教育部主幹 <small>(習志野高等学校事務長)</small> | 佐久間 心 之 |
| | | 学校教育部主幹 | 高 瀬 哲 介 |
| | | 学校教育部主幹 | 齊 藤 洋 介 |
| | | 学校教育部主幹 | 篠 宮 淳 一 |
| | | 学校教育部主幹 | 新 井 理 香 |
| | | 生涯学習部主幹 | 長谷川 信 二 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 習志野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
- (2) (仮称)藤崎こども園整備基本計画について
- (3) 令和4年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について
- (4) 大久保東幼稚園の今後のあり方について
- (5) 令和3年度3学期いじめアンケート集計結果と考察について
- (6) 令和3年新体カテストの結果について
- (7) 職員の「タブレットについてのアンケート」の結果報告について
- (8) 児童生徒、保護者の「タブレットについてのアンケート」の結果報告について
- (9) 臨時代理の報告について
(習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の任免について)
- (10) 臨時代理の報告について
(習志野市立小学校、中学校の校長及び教頭の人事異動に係る内申について)
- (11) 臨時代理の報告について
(習志野市立幼稚園の園長及び教頭並びに習志野市教育委員会5級の指導主事(幼稚園に係る者)の任免について)
- (12) 臨時代理の報告について
(習志野市立習志野高等学校の校長の任免について)

第3 議決事項

- | | |
|--------|---|
| 議案第4号 | 習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第5号 | 習志野市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第6号 | 習志野市教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第7号 | 習志野市立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第8号 | 習志野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第9号 | 習志野市入学資金の給付に関する規則の制定について |
| 議案第10号 | 習志野市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱の一部を改正する告示の制定について |
| 議案第11号 | 生涯学習施設改修整備計画【令和3(2021)年度改訂】の策定について |
| 議案第12号 | 秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針の策定について |
| 議案第13号 | 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について |

第4 協議事項

- | | |
|-------|-------------------|
| 協議第1号 | 次回教育委員会定例会の期日について |
|-------|-------------------|

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長が
令和4年習志野市教育委員会第3回定例会の開会を宣言

小熊教育長が
本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が4名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。
また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が
「臨時代理の報告について(習志野市立習志野高等学校の校長の任免について)」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議事に追加することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が
会議規則第13条の規定により、報告事項(9)ないし(12)を非公開とすることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が
会議規則第15条第2項の規定により、報告事項(7)及び(8)並びに報告事項(9)ないし(12)、議案第5号及び第6号並びに議案第7号及び第8号を一括して担当者からの説明及び質疑を行うことについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が
本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が
令和4年第2回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 習志野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
(教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) (仮称)藤崎こども園整備基本計画について
(教育総務課)

齊藤学校教育部主幹
報告事項(2)「(仮称)藤崎こども園整備基本計画について」、説明する。
資料1ページ目を御覧いただきたい。「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」において、第五中学校区に整備するこども園については、藤崎幼稚園に保育機能を加え、(仮称)藤崎こども園を整備する計画としており、令和3年度より設計業務に取り組んでいる。こども園の整備位置については、藤崎小学校の学級数の推計及び通学・通園時の安全

面等を考慮した中で、現在の小学校内のプール敷地に新たなこども園の園舎・園庭を整備し、児童送迎用の駐車場については、旧藤崎児童会の敷地に整備する方針で、A3資料のとおり、基本計画を取りまとめた。今後、本基本計画を基に小学校・幼稚園の保護者や地域の方々に向けた説明会を実施し意見を伺い、基本設計・実施設計の策定に取り組んでいく、と概要を説明

小熊教育長

こども園の学区は、様々な場所から通園することができると思うが、基本的に第五中学校区の中で考えた場合、一番遠いところはどこになるのか、と発言

齊藤学校教育課主幹

現在こども園・幼稚園の通園区において、あくまでこども園の整備としては一つの中学校区に一つのこども園を整備するが、実際は園区を定めており、A地区、B地区、C地区ということで市内を3か所に分けている。そうした中で、藤崎についてはA地区に現在該当する形となっている。A地区については、谷津、津田沼、藤崎などとなっており、津田沼や谷津からこども園を選ぶ場合、藤崎こども園の他に、令和6年度に開園する予定の向山こども園も選択できる形となっている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

報告事項(3) 令和4年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について (学校教育課)

小熊教育長

志願してもらえる高校とするために教育委員会として取り組むべき課題について、補足して説明していただきたい、と発言

合田学校教育課長

習志野高校が選ばれる学校とするための取り組みということで、高校と連携して毎年、「魅力ある高等学校づくり推進協議会」で検討を行っている。また、市内中学校の進路指導主事等を年2回訪問している。さらに、市内中学校の家庭教育学級等にも、習志野高校の職員が足を運んでいる。本年度においては、2回ほど学校説明会を開催したところである。さらに、新たな取り組みとして、保護者等も対象にした学校見学ツアーを本年度から始めた。この学校見学ツアーに関しては、全6回計画していたところ、6回目がコロナ対応のため中止となり、オンライン学校見学ツアーをホームページで公開した。そういった形で新しい取り組みを行っているところである。習志野高校の特色を知ってもらい、志願者が増えるような取り組みを引き続き進めていきたい、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

報告事項(4) 大久保東幼稚園の今後のあり方について (学校教育課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

報告事項(5) 令和3年度3学期いじめアンケート集計結果と考察について (指導課)

本間指導課長

報告事項(5)「令和3年度3学期いじめアンケート集計結果と考察について」、説明する。

概要版を御覧いただきたい。3学期のいじめ認知件数は、2学期に比べて小・中学校ともに減少している。これは例年通りの傾向であり、学級や学年内で相互理解が進むためと考えられる。

「(2)いじめの内容」を御覧いただきたい。いじめの内容については、同じクラス内での発生件数が最も高く、突出している。態様としては、「からかい等」が一番多くなっているが、小学校における「暴力」が少なくないことが危惧される。「SNS」については、件数こそ少ないが、発見しにくい要素もあることから、今後も注視が必要であると認識している。

「(3)相談について」を御覧いただきたい。小・中学校ともに相談していない割合は、やや減少しているものの、3学期も一定数いる。このような児童生徒の中には、自力解決できている場合や、相談することでいじめがひどくなると思っている場合があることがわかる。小学校では、「誰に相談してよいかわからない」という回答件数は減っているが、割合は2学期と同様である。このようなことから、自力解決していく力を育成するための支援と、いじめについては複数の職員で対応するという確固たる姿勢を児童生徒の前で示していく必要があると考えている。

「(4)いじめの解消状況」を御覧いただきたい。3学期の調査時点で、2学期のいじめがまだ続いていると感じている児童生徒の割合は、小学校で約6%、中学校で約18%となっている。指導等により認知されたいじめの大部分は解消しているが、継続している事案についてはこじれていることも想定される。そのため、確実に引き継ぐことと、場合によっては、関係児童生徒を離すといった学級編成、環境整備が必要である。

「3. 今後の取組」についてである。教育委員会の取り組みとしては、3点ある。

1点目は、タブレット端末を活用したいじめ相談も始まることから、総合教育センター等の関係機関との情報共有や連携を推進していく。

2点目は、SOSの出し方教育、スクールカウンセラーの活用方法の周知について、年度当初の実施を推進していく。

3点目は、各校の「いじめ防止基本方針」を見直し、実行可能で機能性のあるものに指導改善していく。

学校の取り組みについては、3点ある。

1点目は、必ず個別に時間を確保して教育相談を行うことができるように、教育課程を編成する。また、スクールカウンセラーや養護教諭等と直接接点を持つ活動を日常的に取り入れ、相談相手を身近に感じられる取り組みを行うことで、誰に相談してよいかわからない児童生徒をなくす。

2点目は、相談があった段階で、いじめが起こっている可能性や、勇気を出して声を上げていることを念頭に、初期対応を図ることを徹底する。また、管理職は学級担任が中心となって対応できるケースとそうでないケース等を適切に見極めることができるように、管理職に対する周知を図る。

3点目は、児童生徒が主体の啓発活動を実施し、児童生徒同士が傍観者とならない環境を作っていく、と概要を説明

馬場委員

毎回いじめのアンケートの結果を報告していただいて、その都度意見も申し上げているが、いつも同じような報告である印象がある。ステップアップしていないわけではないとは思いますが、アンケートの結果を踏まえてどうしていくかという、その先が成果としてなかなか出ていない印象を持つ。また、資料6ページ目の「考察」で、「家族に相談があった場合、家庭内で一定期間様子を見ていくことが多い」と記載されているが、一定期間様子を見ていくのもあると思うが、子どもが親に相談するという段階において、いじめがあってもすぐ相談するわけではないというケースももちろん多くあ

と思う。親に言えず、ずっと1人で悩み、やっと言えた時には事が大きくなっているケースもあるのではないかと。結果としては、相当期間いじめが継続していることというのは両方に共通しているとは思いますが、保護者から学校に相談したい場合、どこに相談したらよいかなど、子どものSOSの出し方教育の中には明記はあるのか、と質問

本間指導課長

保護者の方々には、子どもを通してSOSの発信についての窓口を紹介している。また、各校では、毎月発行される学校だよりの中で、学期の初めに、スクールカウンセラーの先生や窓口を紹介しているところがある。学校だよりをホームページにアップしている学校もあるので、その都度確認することができるようになっている、と回答

馬場委員

それだけ頻繁に発信しているのであれば目にする機会も多いかと思うが、子どもが相談することでも大切だが、保護者が学校に相談をしやすい環境づくりも大切だと思うので、引き続きよろしくお願ひしたい。

また、資料7ページ目に、「いじめ問題については、相談を受けた職員が単独で解決できることは少ない。」と記載されているが、例えば、保護者が担任の先生に相談した時に、他の先生に相談することなく、その担任の先生が抱え込んでしまうようなケースももしかしたらあるのではないかと。担任の先生が頑張っていて自分で解決しようと思ってしまう、他を頼らずに、かえってその保護者との関係もスムーズにいかなくなるケースも多少あるとは聞いている。保護者が相談した時に、その先生が他の先生方と協力して問題に向き合っていく姿勢を保護者の方にも見せると、学校全体で自分の子どものことを考えてくれているという印象も持てると思う。そういった姿勢を出していくと安心材料になると思う、と発言

小熊教育長

学校現場と連携して対応することがいじめの問題、特に重大事態や重大事態になると思われる事案については必要になってくるかと思う。次年度の対応について、補足して説明していただきたい、と発言

本間指導課長

まずは、教育相談の充実ということで、現在学校にも働きかけているが、小学校4年生以上の子ども達から、確実に時間と場所を確保し、教育相談を行っていくことを学校には呼びかけ、教育課程に位置付けられるようにしている。

もう1点としては、やはり馬場委員御指摘のとおり、いじめ、子ども達の心の変化に気づくのがなかなか難しいといった若年層の教員もいる。そうしたことから、4月当初に教育相談研修を位置付けるように、現在資料を配付したところである。4月当初に、保護者や子どもと教育相談を行っていく時に、どのような形で話を傾聴するのか、自分の立場でどのようにメモを取っていくのか、またどのように切り返しをしていったら、子どもや保護者の方が心を開いて話をしてくれるのかということについても、現在学校に周知を図っているところである。教育委員会としては、まず、総合教育センターの方で、タブレット端末を活用した相談メールがある。総合教育センターの相談窓口と、指導課の生徒指導担当で連携を図っていく。次年度は、総合教育センターに生徒指導巡回指導員が配置される。指導員が各校を回って、直接教員の指導をしたり、教室の様子を見回って、管理職に対して指導する場面も出てくるかと思う。指導課としては、その指導員と連携を図りながら、会議等で情報を共有し、未然防止または早期発見に努めていく所存である、と回答

小熊教育長

やはり総合的に手を打っていかないとなかなか改善できないのがこのいじめの問題だと今年1年通して感じた。委員御指摘のとおり、このアンケートについてはもう少し可能な範囲で具体的な状況がわかるようなものにしていかなければいけない。そのようなことを受け、対応策をしっかりと明記していくということで、次年度は同じような指摘にならないように、工夫をしていかなければいけない、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は終了した。

報告事項(6) 令和3年度新体力テストの結果について

(指導課)

本間指導課長

報告事項(6)「令和3年度新体力テストの結果について」、説明する。

概要版を御覧いただきたい。新体力テストは、昨年度は新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止となり、今年度は2年ぶりの実施となった。

「1. 結果について」、「(1)運動能力証交付率の推移から」を御覧いただきたい。まず、運動能力証とは、小学校5、6年生と全中学生を対象に新体力テストにおける各年齢の総合評価で「A判定」の児童生徒に対して、千葉県教育委員会より交付されるものである。この運動能力証交付率は、今年度、小学校女子、中学校の男女で、県の値を上回っているが、過去5年間の推移を見ると、小学校5、6年の男女と中学校の男女がそれぞれ5年間で最も低い値となっている。

「(2)新体力テスト8種目の結果から」を御覧いただきたい。平成30年度からの推移を見ると、「長座体前屈」のように、柔軟性が比較的高い傾向を維持している一方で、「反復横跳び」や「上体起こし」、「20mシャトルラン」のように、敏捷性や持久力を要するものについては、全体的に低下が見られた。原因としては、新型コロナウイルス感染症拡大により、生活様式が大きく変化し、活動の制限やスクリーンタイム等の増加などから、運動の機会や運動時間の減少に拍車がかかったことが考えられる。この状況を克服するためには、学校や家庭において、運動をすることの大切と楽しさを実感させることで、日常生活において工夫しながら、運動する習慣の定着に繋げることが必要であると考えます。

「3. 今後の方向性」を御覧いただきたい。学校においては、資料に記載されている事項を次年度の重点として取り組むよう指導していく。1点目は、体力向上を次年度の学校体育の指導重点として設定する。2点目は、各校の課題を明らかにし、年間を通して長期的かつ継続的に体力を高める取り組みを行う。3点目は、児童生徒個々に目標を持たせて、自主的に様々な運動に取り組む工夫を行う。4点目は、体育授業の更なる充実と、学級活動や休み時間等を活用した課外での運動の機会を作る。学校が取り組むこととしては、以上4点である。

また、教育委員会においても、この結果を踏まえ、教育課程の改善を図るよう指導する。1点目は、4月下旬に実施予定である教科会議において、体育主任に対して、市の実態の周知を図り、学校として取り組むべき体力向上策を示す。2点目は、体育科の指導力の向上を目指し、資料配付や指導主事による学校訪問時の指導を通して、体力向上に関する具体的な情報の共有を図る。3点目は、学校訪問に向けた指導案を検討する際に、思考を深め、更なる活動を促す問題解決型の学習のあり方等を指導するとともに、模擬授業や簡単な実技研修を行いながら、体力を向上させるための授業づくりを提案する。以上については、過日実施された校長会議においても周知を図っている。また、新年度は、4月の教科会議にて、各校の体育主任に対して、学校教育目標への位置付けができるよう周知し、校長会議や教頭会議においても改めて周知を図り、本市の児童生徒の体力向上に努めていく、と概要を説明

赤澤委員

2点ほど伺いたい。1点目は、概要版の「①県の値を上回る学年があるものの」ということで、このグラフだとどこが県の値なのかということがわからない。学校間で差があるのか、他県と比べてどうなのか、コロナの影響で全国的にある話なのか、それともそれぞれの取り組みが関わってくる話なのかということと比較として知りたい。

2点目は、今後の方向性ということだが、この結果が新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休校が原因だとすると、今後どうなるかわからないということがあると思う。また同じように休校になる可能性もあるという前提を考えると、「模擬授業」と記載されているが、これはどういう前提で考えられているのか、と質問

本間指導課長

まず1点目の、県の値については概要版のグラフの中には示されていない。資料1ページ目の「過去5年間の運動能力証交付者数の推移と令和3年度県の交付率」の一番右側に、「県R3」とあり、これが令和3年度の本県の値となっている。また、他県との比較だが、やはり体力の低下については、同じような状況が見られるのではないかと認識している。

2点目の方向性だが、運動できる種目、できない種目というのも正直なところある。例えば、子ども達が密集しなくてはいけないものを避けて運動したということもあるし、やはりずっとマスクをしたまま動いているということで、どこかで子ども達も、大人もそうだが、体にセーブをかけているのではないかと考えられる。ただ、そうした中でも各校で体育の授業や扱う種目については、大変工夫をしているところである。密集せずともできるものにしていたり、子ども達が距離をとりながら、マスクを外して思い切り動けるような場を確保することもしている。そうした中で、恐らくコロナ前に戻ることはなかなかできないと思うが、指導主事が模擬授業等を扱う中では、体力向上に直結するものや、併せて感染症対策に対して全国的に行われている取り組みを紹介したり、長期研修生の中に感染症対策を講じた種目を提案した者もいたので、そういった種目等の紹介をしていきながら、子ども達がコロナ禍においても、また、体力が低下している中でも運動できるような種目を紹介していけたら良いと捉えているところである、と回答

赤澤委員

「3 今後の方向性」、「(2)教育委員会が取り組むこと」に記載されている指導案や模擬授業は、コロナの影響を前提とした形のものを準備するという解釈なのか、と質問

本間指導課長

そのような解釈である、と回答

高橋委員

赤澤委員御指摘の点と少し関係するが、資料2ページ目の「(1)全国平均との比較」で、全国を上回っていると「○」をつけているが、上回るか下回るかというのは誤解を招くのではないかと。0.1秒でも0.1メートルでも上回ると「○」がつく。全国と比べて本当に優れているのか、それとも大体同じぐらいなのかということについて、見やすくする必要があるのでないか。中身を見るとどのぐらい上回っているかわからない。小学校では結構上回っているように見えるが、中学校では随分下回ってしまっているように見える。その解釈は正しいか。もし正しいとするなら、それについてどう考えているのか、と質問

本間指導課長

グラフについては、これからまた工夫をしていきたいと考える。資料5ページ目以降に、小学校と中学校の男女別の総合評価を記載しており、測定結果の「A判定」から「E判定」の割合が、全国と市を比べられるようになっている。そうしたものをしながら数値を出しているの、詳細についてはこちらと併せて確認できる。見やすいグラフの工夫についてはこれからまた検討していく。

小・中学校の違いについてだが、小学校は、子ども達が休み時間に外に出て遊ぶ時間等がかなり確保されている。例えば、2時間目終了後に15分から20分程度、思いきり外に出て動く時間が確保されているが、中学校は授業時間の関係等で、自分達が運動したい時間に思うような運動をしていないことが考えられる。その分、部活動等で体を動かしている子どももいるが、中学校では、運動が好きで自分から運動に取り組む子と、苦手でなかなか取り組めない子が大半はつきりしてきているのではないかと、指導課では分析している。詳細の分析については、またこの後進めていきたいと考える、と回答

小熊教育長

委員御指摘のとおり、事務局として、もう少し視覚に訴えるような発表にし、資料についても精査をしなければいけない。次年度、同じような報告をする際に、しっかりと精査し、良くしていかなければならないことは課題である、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(6)は終了した。

報告事項(7) 職員の「タブレットについてのアンケート」の結果報告について

(総合教育センター)

報告事項(8) 児童生徒、保護者の「タブレットについてのアンケート」の結果報告について

(総合教育センター)

安村総合教育センター所長

報告事項(7)「職員の「タブレットについてのアンケート」の結果報告について」、報告事項(8)「児童生徒、保護者の「タブレットについてのアンケート」の結果報告について」、一括して説明する。

本アンケートは、本年度から始まった1人1台タブレット端末の運用実態について、現状の把握を目的として実施した。報告事項(7)では、市内全教員を対象とし、アンケート調査を実施し結果をまとめた。

概要版を御覧いただきたい。資料1ページ目から3ページ目の設問1から8までの、授業での学習状況を確認する質問からわかることとして3点ある。1点目は、タブレット端末を導入して間もない1学期と比較して、2学期はタブレット端末の活用が進んでいる。2点目は、まだ、週に1回以下の使用率の教員が30%から40%程度おり、月に1、2回以下の教員が約20%近くいることがわかった。この層を改善していくことが課題である。ただし、全ての教員からの回答を有効回答とし、教頭など毎日授業を実施していない教員も割合に入ってしまうことから、今回は、学年、担当教科、週に担当する授業数なども考慮入れた集計をしていかなければならないと考えている。3点目、活用した機能では、1学期のカメラなどの端末単体からできる機能から、2学期は、TeamsやForms、パワーポイントの活用が大幅に増加した。このことから、単体の活用からコミュニケーション型授業への移行が進んでいることがわかる。

資料3ページ目から7ページ目に記載されている設問9から16の、タブレット端末を活用した授業に対する教員の意識に関する質問からわかることとして3点ある。1点目は、子ども達の学習意欲を向上させ、理解が深まっていると一定の手応えを感じている。2点目は、機能の充実や使用

環境の改善を求める声も上がってきている。3点目は、指導力向上のためには、基本操作や教科指導での活用方法についての研修を希望する声が上がっている。令和4年度には、実技研修を実施し、教員の声を反映させた研修を計画していく。

資料7ページ目から8ページ目に記載されている設問17から19は、ICT支援員に関する質問である。約70%以上の教員が、ICT支援員は指導力の向上に役立つと認識し、感謝の声を多く上げている一方、個々の能力の問題や巡回の間隔が空きすぎるために活用しづらいという意見も上がっている。また、もっと先進的な活用事例を提案して欲しいという意見もあり、その辺りを改善していく。

資料9ページ目から13ページ目の設問20から29は、デジタル教科書の活用に関する質問である。使用頻度は指導者用が42.6%、学習者用が58.7%だった。内容によっては、教科書を使用しない授業もありうることから、活用の進み具合を知るためには、紙の教科書との比較をしていく必要があり、これも改善の必要がある。しかしながら、視覚的・聴覚的な教育効果が高いことについて、多くの回答を得ていることから、有効性については手応えを感じていることが伺える。

今後の取り組みとして、ICT活用に苦手意識を持つ教員でも、普通に授業に活用できるよう、希望にもあった基本操作や教科指導での活用方法についての研修を実施していく。また、今年度有効であったICT学習指導員による指導と活用事例の紹介をさらに充実させ、教員の学ぶ意欲に添えていく。ICT支援員については、令和4年度から4名から6名に増員し、業務内容についても教員が意図的にICTを活用できるよう、全国の先進事例を紹介し提案できるようにする予定である。デジタル教科書については、次年度は国の事業を活用する予定である。まだ国から詳細が来ていないが、できるだけデジタル教科書が活用しやすい環境に改善していく予定である。これからも、先生方が日常的にタブレット端末を活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に繋がるよう支援、指導していく。

続いて、報告事項(8)である。児童生徒、保護者を対象にしたアンケート調査の結果である。資料1ページ目の「1. タブレットのもたらす学習意欲の向上と学習効果について」だが、90%以上の児童生徒が、学習意欲が向上する、学習理解に繋がると感じており、81%の児童生徒がタブレット端末を用いると自分の意見が伝えやすくなると感じていることがわかった。

資料3ページ目の「2. タブレットの使用頻度」では、概ね教員の回答と同じ傾向で、36%が週4日以上使用しているのに対し、週1回以下の学級が29%あることがわかり、使用している学級との格差が生じてしまっている。これが課題である。

資料5ページ目の「3. 家庭におけるタブレットの使用頻度と課題について」は、家庭におけるタブレット端末での学習は、小学校上学年で59%、中学校で76%が行っていない、もしくはあまり行っていないと回答している。総合教育センターとしてはWi-Fi環境が整っていない家庭もあるため、宿題等の奨励については行っていなかった。令和4年度は、生活困窮世帯に対し、一定額の通信費が支給されるので、宿題やデジタル教科書などの積極的な活用を学校に依頼していく。家庭への持ち帰りの課題として多かったものは、タブレット端末が重たいと感じているということが挙げられた。

資料10ページ目からは、保護者に行ったアンケートの結果である。保護者についても、タブレット端末の導入については肯定的に捉えている回答が多かった。児童生徒の約5割がタブレット端末の活用には不安はないと感じているのに対し、保護者は破損やネットトラブル、体に対する影響など多くの不安を抱えていることがわかった。学校に期待することでは、情報モラル教育の充実が挙げられている。

今後の取り組みについては、資料14ページ目から15ページ目に5点記載している。

1点目は、延べ252回の授業に参加し、活用について指導・助言を行っていたICT学習指導員については、今年度と同様に充実させていく。

2点目は、登下校時の荷物の重さ対策として、多くの学校では、宿題以外の教科書やノート等を

置いて帰ってよいことになっており、およそ1キロから2.5キロの削減となっている。タブレット端末の重量が1.4キロであることから、タブレット端末の導入によって持ち帰る荷物が重くならないように、重さ軽減に取り組んでいる。資料8ページ目の設問7から「荷物が重たい」と回答している割合が最も少なかったのが小学校下学年であったことから、小学校下学年に優先して行った置き勉強が一定の効果を上げていることが伺える。今後は、小学校上学年、中学校においても、教科書やタブレット端末だけでなく、全体の荷物の重さについて配慮し、更なる取り組みを進めていくよう、学校と連携していく。

3点目の情報モラル教育については、講師を招聘し、ネットトラブルや適切な使い方について学習したり、発達段階に応じて道徳の授業でも実施している。次年度についても、日常的に情報モラル教育について指導を行い、ネットいじめ防止の観点を取り入れつつ、安全安心なタブレット端末の活用ができる学校づくりを行っていく。

4点目は、タブレット端末の使用時間や使用目的を明確にし、過剰に使用しすぎないように配慮していく必要がある。タブレット端末の適切な活用や、健康への注意についても総合教育センターや学校から発信していく。

5点目は、本調査を今後の取り組みの参考にしていく。また、今後必要に応じて質問項目を精査し、状況を確認しながら、ICTの活用を推進していく、と概要を説明

小熊教育長

かなりの文章量なので、視覚的にポイントを絞って示してほしい。教育委員としては、当然事前読み込み、書かれていることについてはある程度理解しているが、課題になるところがどういった点なのか、視覚的に工夫して説明していただきたい。ぜひ、次回以降似たような報告がまたあると思うので、しっかりお願いしたい、と発言

馬場委員

今までも申し上げているが、タブレット端末の取り扱いについて苦手な先生がやはりいるというのが、このアンケートでも少し見える。また、児童生徒に行った設問の中で、報告事項(8)の資料4ページ目の設問4-2「1週間に何回くらいタブレットを使っていますか」において、「全体で週に1日以下の学級が約29%あった」という結果が記載されているが、学級や教科によって、タブレット端末の使用頻度がこれだけ違うというのは教育格差であり、ある学級の子ども達はタブレット端末でできているが、別の学級の子ども達はできていないという差が生じてしまっているのは、やはり問題だと思う。先生方の横の繋がりで、先生方同士で情報を共有したり、こうしたらいいのではないかと対話をもっとしていくべきだと思う。例えば中学校の場合、この数学の先生はよく使うけれども、別の数学の先生は使わないとなると、2人の先生によってやはり差が出てしまうということがあるので、教科ごとで共通に使えるようにしていくということが必要なのではないかと。今年は、特に1年目ということもあるので、手探りだった部分は大きいとあり、先生方も苦労されたかと思うが、1年経って色々わかってきたことも多いと思うので、このアンケートとその1年間の成果を踏まえて、2年目からは格差が生じないような教育をしていただきたい、と要望

安村総合教育センター所長

総合教育センターとしてもその辺りを非常に問題視しており、来年度の研修においては、横の繋がりができるよう、基本的な研修については、学校のリーダーと学校のリーダーになるべき人達が一緒に学ぶ研修の場を設けたり、学校ごとではなく、教科ごとに先進的な事例を中心にタブレット端末の使い方を学んでいくような実技研修などを計画し、馬場委員御指摘の点を少しでも改善できるよう努めていく、と回答

高橋委員

報告事項(8)の資料5ページ目の「3. 家庭におけるタブレットの使用頻度と課題について」というところで衝撃を受けたのだが、子ども達は毎日持ち帰っているのに、中学校では76%が家でほとんど使っていないということか。これは結構大きな数字であるが、もちろん始まったばかりなので、今後の課題ではあると思う。ただ、長くは放っておけない問題であり、1.4キロのタブレット端末を毎日子どもが持ち帰っても使っていない、しかもタブレット端末を持ち帰るために教科書、ノートを置いていかせているわけである。このような状況が続くならば、タブレット端末にしても扱いを考えなければいけない、と発言

安村総合教育センター所長

76%が学習でほとんど使っていないということで、家庭学習を実施した時に毎日使っているかという質問として聞いてしまっていたので、発問の仕方を精査していかなければいけない。また、委員御指摘のとおり、家庭に持ち帰った際の活用等については大きな課題として捉えており、今後、研究・改善をしていく、と回答

小熊教育長

「活用を課題として捉えている」という今の答弁では、やはり足りないと思う。活用していくという方向性で、教育委員会としては取り組まなければいけないし、取り組んでいるはずである。補足して説明していただきたい、と発言

本間指導課長

タブレット端末を使っただけの学習については、学力向上施策と同様に指導課の方でも、家庭学習としてどのようなものを出していけば、家庭で子ども達が使えるのかという点についてはこれから検証していく。ただ、家庭にタブレット端末を持ち帰る時に、学校の方で現在工夫しているのは、学校から発出する手紙を紙媒体ではなく、データで保護者の方に見ていただく、またタブレット端末を使って提出していただくといった形でも使っている。小学校においては、学習ではなく、学校で自分が行ってきたこと、例えばノートや楽しかった学習の成果を写真に撮って、保護者の方に見ていただくというような活用もしている。タブレット端末を使って学習するということも、グラフとして記載されているが、「家庭でどのような形でタブレット端末を使っていますか」という補足の質問も必要だったのではないかと考えている、と回答

小熊教育長

教育委員会としては、やはりタブレット端末を活用できる環境整備を行い、しっかりと説明していかなければいけない。そういったところの説明と具体的な活用方法について、今持っていない状況で4月を迎えるということはやはりまずいと思う。今ほど指摘を受けたところもあるので、もう一度しっかりと整理し直して、4月を迎えられるようにしていかないと、せっかく配布したものが有効に使われないということも起こり得るので、よろしく願いしたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(7)及び(8)は終了した。

議案第4号 習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

(教育総務課)

中野教育総務課長

議案第4号「習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」、説明する。

資料2ページ目を御覧いただきたい。まず、第10条の学校教育課の事務分掌に、「入学資金に関すること。」を追加している。こちらについては、4月1日から入学資金給付事業を新たに行うことから位置付けるものである。また、指導課の事務分掌には「学校運営協議会に関すること。」、社会教育課の事務分掌には「地域学校協働本部に関すること。」を追加している。こちらについては全市的に整備を進めていく中で事務分掌として位置付けるものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第4号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第5号 習志野市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について

(教育総務課)

議案第6号 習志野市教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(教育総務課)

中野教育総務課長

議案第5号「習志野市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第6号「習志野市教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、一括して説明する。

両議案については、押印の見直しの部分について記載している。

まず、議案第5号の資料4ページ目を御覧いただきたい。押印の見直しに加え、傍聴人の定員、その他、資料記載のとおり「習志野市議会傍聴規則」に合わせて文言整理を行った。資料7ページ目を御覧いただきたい。傍聴人に対する傍聴券の押印を廃止するものである。

続いて、議案第6号である。資料2ページ目を御覧いただきたい。参加許可申請書等については、自署でない場合は、記名・押印が必要と記載されているが、この記載を削除するものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第5号及び第6号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第7号 習志野市立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(学校教育課)

議案第8号 習志野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

(指導課)

中野教育総務課長

議案第7号「習志野市立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第8号「習志野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」、一括して説明する。

両議案については民法の改正による成年年齢の引き下げに伴う規則の改正である。

まず、議案第7号について、資料2ページ目を御覧いただきたい。成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、18歳以上の子を持つ父母は保護者に該当しなくなることから、保護者のみならず「保護者に準ずる者」という部分を加えている。

続いて、議案第8号である。資料2ページ目を御覧いただきたい。第2条第2項第2号についても同様に保護者に加え、「保護者に準ずる者」の文言を加え、その他文言の整理を行うものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第7号及び第8号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第9号 習志野市入学資金の給付に関する規則の制定について (学校教育課)

合田学校教育課長

議案第9号「習志野市入学資金の給付に関する規則の制定について」、説明する。

本議案は、現行の「習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給に関する規則」を廃止し、新たに高等学校等入学にかかる費用の一部を給付し支援を行うことで、教育の機会均等を図ることを目的に、新たに規則を制定するものである。

規則の内容については資料記載のとおりだが、概要を説明させていただく。対象者については、「(1)本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。」、「(2)子が高等学校等に進学予定であること。」、「(3)習志野市が設置する中学校に在学する者の保護者であり、教育委員会が別に定める準要保護児童生徒援助費の給付決定を受けた者であること。」、「(4)千葉県が実施する公立高等学校等奨学のための給付金事業及び私立高等学校等奨学のための給付金事業のうち、4月1日を基準日として新入生の保護者を対象として給付する事業の給付対象者でないこと。」の4つの条件を全て満たしている者となる。給付額については、予算の範囲内としている。具体的には、令和4年度は、全日制の学校に入学の者で第一子であれば2万円、第二子以降であれば2万5千円、通信制の学校に入学の者は1万円となる。申請にあたっては、別記第1号様式にて申請していただく。申請期間は原則として子が高等学校等に入学する年度の前年度の末日までとしている。給付の決定にあたっては、申請書をもとにその内容を審査し、給付の可否を決定する。決定または不支給の決定については、別記第2号様式にて保護者へ通知する。公立高校の合格発表翌日までの申請については3月末に、それ以降の申請については随時給付する。給付決定の取り消しについては、不正があった、子が入学しない、準要保護の対象でなくなった、県の制度の給付対象となったなどの場合、取り消すこととする。また、取り消しとなった場合には、入学資金の返還を命じる。この規則は令和4年4月1日から施行とする。なお、附則にて、「習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給に関する規則」の廃止及び現在利子補給を受けている者については、償還期限まで補給を続ける旨を定めている、と概要を説明

小熊教育長

現状での申請予定数をわかる範囲で補足して説明していただきたい、と発言

合田学校教育課長

申請の予定人数だが、80人から90人ほどを想定している、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第9号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第10号 習志野市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱の一部を改正する告示

合田学校教育課長

議案第10号「習志野市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱の一部を改正する告示の制定について」、説明する。

本議案については、援助費の種類を追加を行うために提案するものである。改正内容について説明する。本要綱第3条の別表のうち、援助費の種類について、新たに「オンライン学習通信費」を追加し、給付を開始しようとするものである。また、給付の対象者及び給付額については、準要保護者の1世帯につき、当該年度の国の予算単価に準じた額、令和4年度については1万4千円を給付する。施行期日は令和4年4月1日からとする、と概要を説明

小熊教育長

オンライン学習通信費によって、家庭でのオンライン学習は可能になると理解してよろしいか、と発言

合田学校教育課長

就学支援に関しては、要保護及び準要保護児童生徒に対して、経済的理由による就学困難に対する補助として行っているものである。このような経済的理由による、オンライン学習ができないという家庭に対しての補助という形で、多くの児童生徒をカバーできるのではないかと考えている、と回答

小熊教育長

より多くの児童生徒が活用できるように丁寧な説明をする必要がある、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第10号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第11号 生涯学習施設改修整備計画【令和3(2021)年度改訂】の策定について

(社会教育課)

藤原社会教育課長

議案第11号「生涯学習施設改修整備計画【令和3(2021)年度改訂】の策定について」、説明する。

本議案については、生涯学習施設改修整備計画【令和3(2021)年度改訂】の策定について、御審議いただくものである。本計画については、平成25年10月に、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政構造が求められている中で、新たな時代に向けた本市の生涯学習の実現に必要な公民館や図書館などの社会教育施設、体育館や野球場などのスポーツ施設といった、教育委員会が所管する施設の改修整備方針を示したものである。平成25年度の策定以降、市長事務部局において、「習志野市公共施設等総合管理計画」及び「第2次公共建築物再生計画」が策定され、施設についても状況の変化があることから、これらとの整合性を図るため、今回、計画の見直しを行ったものである。

概要版1ページ目を御覧いただきたい。「Ⅰ. 計画の目的」だが、教育委員会が所管する生涯学習施設の再整備を行うことで、長期計画をはじめ、「習志野市教育振興基本計画」等の各種行政計画で定める、本市の生涯学習や文化芸術の振興、生涯スポーツの推進に係る施策を着実に実

行するために、適正な施設、機能を確保することを目的としている。

「Ⅱ. 計画の位置付け」について、本計画は、「習志野市公共施設等総合管理計画」及び「第2次公共建築再生計画」の方針である「総量圧縮」、「長寿命化」、「財源確保」を基本としつつ、各種施策の推進に必要な生涯学習施設の再整備を図るための施設整備計画となっている。また、本市が所有する建築物の個別施設計画である「第2次公共建築物再生計画」との連携を図り、それぞれの計画の見直しを適宜反映していきたいと考えている。また、「第2次公共建築物再生計画」の対象とならない小規模な建築物と、屋外施設のうち計画的な改修が必要な設備である、人工芝や屋外照明設備に関しての個別施設計画としての位置付けも有しているものである。

「Ⅲ. 見直し内容」について、今回の改訂にあたり、5点の見直しを行っている。1点目は、「習志野市公共施設等総合管理計画」及び「第2次公共建築物再生計画」との整合性を図っている。2点目は、大久保地区公共施設再生事業等の完了に合わせた修正、削除等を行っている。3点目は、一部施設の状況悪化に応じた改修整備時期の見直しを行っている。4点目は、小規模建築物及び屋外施設設備の改修計画を追加している。5点目は、市長事務局等へ移管した施設の記載を削除している。

「Ⅳ. 計画期間」としては「第2次公共建築物再生計画」の計画期間に合わせ、改訂後の本計画の計画期間は令和4年度から令和19年度の15年間としている。なお、計画期間中であっても、社会経済状況の変化や事業実施状況などにより適宜計画の見直しを行っていくこととしている。

概要版2ページ目を御覧いただきたい。まず、「1. 社会教育施設等」について、1点目は、公民館は社会変化に対応し、新たな時代の生涯学習に向けた魅力ある公民館とするため、施設の利用や事業の充実を図っていく。菊田公民館については、機能集約するということで、現在の機能をどのような形で引き継いでいくか、検討を進めていく。実花公民館については、実花小学校に併せて長寿命化改修を行う予定だが、東習志野地区の生涯学習拠点として、総合教育センターとの複合化についても検討を進めていく。2点目、図書館については、中央図書館を除く3図書館について、改修・複合化時に閲覧スペース、書庫の拡大、ICタグによる蔵書管理システムの導入等を図る。なお、東習志野図書館については、総合教育センターとの複合化を検討していく。3点目、富士吉田青年の家は、社会変化に対応し、新たな時代の青少年健全育成に資する施設として、施設のあり方及び運営手法を検討する。4点目、埋蔵文化財等を保存・展示する機能を拡大するため、施設の複合化等に併せ、新たなスペースの確保を図っていく。5点目、習志野文化ホールだが、市長事務局と協議しつつ、音の響きを重視した多目的ホールとして、1千200から1千500席規模の市民の文化活動を支える、誰もが利用しやすい、本市の文化芸術振興の重要拠点としての機能維持を図っていききたいと考えている。また、生涯学習複合施設「プラッツ習志野」を構成する施設の一つである市民ホールは、生涯学習活動の発表の場としても活用できるよう、適切な管理を維持する。今ほど説明した内容を下記の表に記載している。中央の欄に「見直し内容」という記載がある。一番右の欄が「第2次公共建築物再生計画」に記載のある計画内容となっている。各施設ともに、「第2次公共建築物再生計画」との整合性を図っているところであるが、黄色部分の実花公民館、東習志野図書館については、現在、東習志野小学校との複合化ということで示されているが、現在の東習志野小学校、また今後の児童推計等を踏まえる中で、東習志野小学校との複合化は難しいものと判断し、総合教育センターとの複合化を検討していく。

資料3ページ目を御覧いただきたい。「2. スポーツ施設」である。1点目は、老朽化の深刻な秋津野球場、秋津サッカー場は、早期に長寿命化改修を実施し、安全性の確保と併せて、利便性の向上と利用用途の拡大を図り、スポーツにより多世代が交流し、生涯スポーツ推進の象徴となる施設としていく。2点目は、袖ヶ浦運動公園内のスポーツ施設は、袖ヶ浦体育館の建替え時に、袖ヶ浦スポーツゾーン構想として、武道場等の新たな機能を追加した上で再配置を行い、総合的なスポーツゾーンとして再整備を図っていく。3点目は、持続可能な生涯スポーツ推進を図るため、受益者負担の見直しも検討する。今ほど説明した内容を下記の表に記載している。先ほどの社会

教育施設と合わせ、「見直し内容」を中央の欄に記載している。一番右の欄が「第2次公共建築再生計画」記載の内容である。黄色部分が今回見直しを図ったところであり、秋津サッカー場、秋津野球場については、施設の老朽化が深刻であることから、2033年度に予定されている長寿命化改修の早期の前倒し実施を図りたいと考えている。秋津テニスコート以下の黄色部分の施設については、先ほど説明した小規模の建築物、人工芝、照明等の「第2次公共建築再生計画」の対象とならない施設の改修ということで、計画に定めたものになっている。今回の見直しの概要についての説明は以上である。

本日御審議をいただき決定した暁には、本計画をもって、「第2次公共建築物再生計画」の見直しが来年度予定されているので、見直しに反映していただくよう、市長に申し入れを行いたいと考えている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第11号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第12号 秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針の策定について

(生涯スポーツ課)

長谷川生涯学習部主幹

議案第12号「秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針の策定について」、説明する。

資料1ページ目、「1. 方針策定の目的」の3段落目を御覧いただきたい。秋津野球場、秋津サッカー場を一定規模の大会ができる機能を維持することはもちろん、誰もがスポーツを楽しむことによって、心身ともに健全になり、健康の維持増進、体力向上を図り、豊かなスポーツライフを実現するための施設とする。また、秋津野球場・サッカー場を本市のスポーツ振興の象徴にすると共に、従来の用途以外にも利用用途を広げていくことで、将来にわたって市内外の多くの人々が訪れ、交流する施設とすることを目的とする。

資料4ページ目、「第2章 再整備の方針」を御覧いただきたい。目指すべき秋津公園内スポーツ施設像を「オール習志野で実現する、スポーツが生み出す多世代の交流拠点」とする。また、施設目標としては、「習志野市における「する」スポーツと、「みる」スポーツ、そして「支える」スポーツの象徴となる施設とする。」、「地元の企業や団体が定期的イベントを共催・開催するなど、多分野、多世代で盛り上げる施設とする。」、「施設の改修などにより施設の利用者層及び利用用途を広げ、施設の利用機会拡大を図るとともに、収益性を高め、持続可能な施設とする。」、「市民のみならず、市外の人々も気軽に訪れ、思い思いの時間を過ごせる施設とする。」の4点を掲げている。

「3. 整備方針」は長寿命化改修、グラウンドの人工芝化、「みる」スポーツのための環境整備の3点を掲げている。

資料20ページ目の「稼動コマ数の比較」の表を御覧いただきたい。天然芝を人工芝に変更し、1日に複数試合することや練習での利用も可能とすることによって、野球場の利用が1.5倍に、サッカー場の利用が3倍に増えることを見込んでいる。このように、市民の利用機会を拡大することが本方針の最大の効果である。

資料27ページ目、「2. 再整備後の運営計画」を御覧いただきたい。現在の利用に加えて、スクールや教室、練習での利用、サッカーや野球以外の他種目での利用を認め、更なるスポーツ機会拡大を図る。

資料28ページ目、「(2)スポーツ利用以外の活用」を御覧いただきたい。スポーツを推進することと同時に、スポーツをしない方々や地域の方々に愛され、利用される施設するため、スポーツに

関心のある人だけでなく、誰もが親しみ交流できる施設となるよう、運営する。また、地域住民に親しまれる施設へ生まれ変わるとともに、施設の活性化に伴う騒音及び渋滞への対応を強化・徹底する。

方針の内容の説明は以上となるが、ここで1点報告をさせていただく。

令和4年習志野市議会第1回定例会において、習志野市サッカー協会から習志野市議会へ「第一カッターフィールド(秋津サッカー場)の天然芝維持を求める陳情」が、別紙1のとおり提出された。文教福祉常任委員会の質疑の中では、天然芝と人工芝のコスト比較、習志野市サッカー協会との協議経過、サッカーの利用とサッカー以外の利用の状況などについての質疑があり、説明した。習志野市議会としては、団体の要望や利用状況について、資料を確認した上で更なる審査が必要とのことで、資料要求を行った上で継続審査となった。天然芝と人工芝のコスト比較については、当日の審査中に提出し、議員の意見を反映して、資料21ページ目に「各施設の1年間及び1コマ当たりの費用比較」を追記した。また、その場で提出できなかった団体の要望や利用状況については、文教福祉常任委員会終了後となったが、すでに習志野市議会へ提出済みである。なお、生涯スポーツ課は、令和元年度から習志野市サッカー協会と継続的に協議をしてきている。習志野市サッカー協会が天然芝維持を要望しているところまでは伺っているが、天然芝を残した場合、それが市民のスポーツ振興に具体的にどのように繋がるのかについて、未だ回答されていないことから、陳情書が提出された踏み込んだ理由までは承知していない、と概要を説明

高橋委員

今ほど、当日提出できなかった資料については追加で提出したという説明があったが、それについてもう少し説明していただきたい、と質問

長谷川生涯学習部主幹

3月9日に文教福祉常任委員会が開催され、その中で陳情の審査が行われ資料要求があった。別紙2の「秋津サッカー場の天然芝と人工芝のコスト比較」については、審査中に提出できたが、別紙3の「秋津公園とスポーツ施設等一体的再整備に関する町会代表者及び利用団体様ご意見」、別紙4の「秋津公園とスポーツ施設等一体的再整備の官民連携事業手法等調査業務 ヒアリングメモ」、別紙5の「秋津サッカー場利用実績」の3つの資料については、委員会の時間内に提出できなかった。その後、市議会開催中の3月23日に別紙3から5を提出した、と回答

高橋委員

様々な意見があると思うが、しっかりと市議会に対して説明いただきたい、と要望

赤澤委員

天然芝維持を求める陳情に対しての人工芝の説明は納得のいくものではあったが、「天然芝の維持はSDGsの推進として環境にやさしい」と記載されているが、人工芝にした場合の環境面について、何か配慮しているのか、と質問

長谷川生涯学習部主幹

天然芝については、国際試合やJリーグの試合ができるというメリットがあり、環境面では人工芝と比較して優位性があるということは考えている。しかしながら、先ほど説明したとおり、施設の市民利用の拡大、スポーツ振興を図るために、このような方針としている。本方針の検討にあたっては、環境への配慮も大切にしながら検討している。人工芝を製造するメーカーが、芝が切れにくいような人工芝や温度抑制効果のある素材の環境配慮型の人工芝を開発中であるので、事業化にあたっては、そのような環境配慮型のものを選定していきたいと考えている、と回答

赤澤委員

人工芝の中でも様々な技術を使ったものがあるということなので、環境配慮ということで進めていただきたい、と要望

馬場委員

陳情書が提出されたということだが、習志野市サッカー協会の方と協議をしてきた経過を教えてください、と質問

長谷川生涯学習部主幹

習志野市サッカー協会とは、再整備について令和元年度から協議を続けている。令和3年1月に実施したアンケートでも、グラウンドの人工芝化を希望していた。令和3年度については、5月、8月、9月、12月、3月と協議を重ねている、と回答

馬場委員

その協議を経て説明もした上で、この陳情書が出されたということか。今年は5回協議した中で説明で、習志野市サッカー協会がやはり天然芝が良いと思った様々な背景や思いもあると思うが、スポーツを盛り上げたいという思いや子ども達のスポーツの推進など、サッカーに限らず、市としても、習志野市サッカー協会としても、思いは一緒だと思うので、天然芝に対する思いも汲みながら、人工芝にしていくというより丁寧な説明が求められると思う。これからもまだ協議が続くと思うが、より丁寧に説明をしていただきたい、と要望

小熊教育長

委員御指摘のとおり、その中で子ども達の活用も1つのポイントになると思うが、学校教育として秋津野球場・サッカー場の再整備後の活用についてどのように考えているのか、補足して説明していただきたい、と回答

本間指導課長

学校教育の方では、子ども達が教育課程の中でサッカー場まで移動する時間も検討に含めなくてはならないと考えるので、今後教育課程の中にどのように位置付けるかということについては検討していきたいと考えている。また、中学校における部活動での活用については、学校教育部次長から申し上げる、と回答

野村学校教育部次長

中学校の活用状況ということで私も現場にいる時には、中学校のサッカー部の顧問として務めていた。その中で、年に1回の中学校総合体育大会、3年生にとって最後の大会等で、やはり秋津サッカー場を使ったり、関東大会や全国大会に行く前に、練習会場として秋津サッカー場を利用してきた。生徒達にとっては、普段は土のグラウンドで練習をしているので、最後の大会等で芝のグラウンドで活動できることは本当に良い経験で、それが良い思い出になっていることは間違いのないと思う。その中で、人工芝が良いのか、天然芝が良いのかということだが、それぞれ良さがあり、人工芝であれば天候に左右されない、試合数がたくさん組めるといった良さ、天然芝であれば、地面からの温度を考えると熱中症になりにくいといった良さがある。その中で、長谷川主幹が申し上げているとおり、多くの市民が活用できるということがやはり第一義かと思う。馬場委員御指摘のとおり、市議会も含め、様々な場所で、丁寧な説明や協議を行っていく必要があるのではないかと認識している、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、本基本方針の内容に関わる陳情が市議会へ提出されていることから、各委員より意見のあった「習志野市議会へ丁寧に説明すること」、「人工芝化など、その他施設の整備にあたっては、環境へ配慮すること」、「利用者団体などへ丁寧に説明すること」という条件を付した上で、原案のとおり決することについて諮り、採決の結果、議案第12号は全員賛成で原案とおり可決された。

議案第13号 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について
(教育総務課)

中野教育総務課長

議案第13号「職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、説明する。

資料3ページ目、第11号を御覧いただきたい。様々な病気等により療養休暇を取得し、職場に復帰する際に、フルタイムで復帰することが難しい職員も中にはいる。職場復帰しながらも少しずつ勤務時間を伸ばしていき、最終的にはフルタイムで職場に復帰できるようにするため、改正するものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第13号は全員賛成で原案とおり可決された。

<報告事項(9)ないし(12)については非公開>

報告事項(9) 臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の任免について) (教育総務課)

報告事項(10) 臨時代理の報告について(習志野市立小学校、中学校の校長及び教頭の人事異動に係る内申について) (学校教育課)

報告事項(11) 臨時代理の報告について(習志野市立幼稚園の園長及び教頭並びに習志野市教育委員会5級の指導主事(幼稚園に係る者)の任免について) (学校教育課)

報告事項(12) 臨時代理の報告について(習志野市立習志野高等学校の校長の任免について) (学校教育課)

報告事項(9)ないし(12)は終了した。

小熊教育長が

令和4年習志野市教育委員会第3回定例会の閉会を宣言